（日本農林規格の制定等の公示）

第十五条　法第七条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一　農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二～四　（略）

2　法第七条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一　農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の方法、試験等の方法若しくは法第二条第二項第四号に掲げる事項の区分

二・三　（略）

3　農林水産大臣は、法第七条第一項又は第二項の規定による公示をしたときは、当該公示の日付及び内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

附　則

この省令は、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（日本農林規格の制定等の公示）

第十五条　法第十一条第一項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載するとともに、制定又は改正の公示のときは、当該日本農林規格を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、沖縄総合事務局及び都道府県庁において縦覧に供することによって行う。

一　農林物資の種類

二～四　（略）

2　法第十一条第二項に規定する公示は、次に掲げる事項を官報に掲載することによって行う。

一　農林物資の種類

二・三　（略）

（新設）

告　示

○外務省告示第二百七十六号

平成二十九年六月八日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成二十二年三月二十九日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったコルカタ東西地下鉄建設計画（第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により平成三十年六月十五日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十九年八月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十七号

平成二十九年七月七日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十九年三月三十日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったアムリトサール下水道整備計画の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十七年七月八日付けの口上書により平成二十九年七月十一日まで延長された。）がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により更に平成三十年七月十一日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十九年八月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十八号

平成二十九年七月十九日にニューデリーで、円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の平成十八年三月三十一日付けの交換公文に従ってインド政府に供与されることになったバンガロール上下水道整備計画（第二段階第二期）の実施に係る円貨による借款の支出期間（平成二十七年七月二十八日付けの口上書により平成二十九年七月二十三日まで延長された。）がインド政府と独立行政法人国際協力機構との間の合意により更に平成三十年一月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、インド政府との間に行われた。

平成二十九年八月三日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百七十九号

平成二十九年七月四日にナイロビで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

平成二十九年八月三日

外務大臣　岸田　文雄

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、ケニア共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とケニア共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百二十四億六千六百万円（一二、四六六、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、モンバサ港周辺道路開発計画（第二期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ケニア共和国政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、ケニア共和国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　利子率は、年一・二パーセントとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(d)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(d)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3(1)　借款は、ケニアの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者の間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　ケニア共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＪＩＣＡの調達のためのガイドライン（国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除くほか、従うべき国際競争入札の手続をなかんずく定める。）に従って調達されることを確保する。

5　ケニア共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してケニア共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためケニア共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7(1)　ケニア共和国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してケニア共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してケニア共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金